

中小企業退職金共済掛金補助金制度のご案内

この制度は、退職金共済制度への加入を促進し、中小企業従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって中小企業の振興に寄与するため、退職金共済制度へ新たに加入した事業者様に対し、支払った掛金の一部を補助するものです。国からの助成金と併用して受けることができます。

■ 対象となる共済制度

中小企業退職金共済、特定業種退職金共済

※加入方法については、中小企業退職金共済ホームページをご確認ください。

■ 対象となる事業者

新たに共済契約を締結し、次のいずれにも該当する中小企業者となります。

- (1) 町内に事業所を有し、現に事業を営んでいる者
- (2) 町税に未納がない者
- (3) 共済契約が効力を生じた日の属する月(以下「契約月」という。)から起算して12月分の共済掛金を納付した者

■ 対象となる共済掛金及び補助金額

対象掛金 契約月から起算して12月分の共済掛金の合計額

注意：法第18条の2第1項の規定に基づき、掛金負担軽減措置を受け手掛金の額を減額されている場合にあつては、当該減額された額を合計額から差し引いた額となります。

補助金額 対象掛金 × 補助率20% (100円未満切捨)

ただし、被共済者1名につき年額12,000円が限度となります。

■ 申請方法

必要書類を申請期限までにご提出ください。

- 必要書類**
- ・川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書(様式第1号)
 - ・退職金共済手帳又は被共済者証の写し
 - ・月別・個人別共済掛金内訳書
 - ・川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書(様式第3号)

※請求書の提出日付欄(右上)及び交付決定通知日付番号欄(中段)は未記入で提出ください。

申請期限 契約月から起算して12月分の共済掛金を納付した月の翌月末日

■ 申請先・お問合せ先

役場産業環境課 商工担当

〒509-0393 川辺町中川辺1518番地4

電話：0574-53-7212 FAX：0574-53-2374

Mail：sangyou@kawabe-gifu.jp